

米国：米国特許法改正案

米国特許商標庁は、ルールの改正案を提案しました。この改正案は、審査のバックログの対処に取り組むことを目的とするものです。主要なものは以下のとおりです。

- (1) 継続出願(continuation application)、継続審査請求(RCE)等が、原則として、1回しか行えなくなること。
- (2) 同一人に譲渡されたまたは譲渡されることになる出願であって、発明者が共通しており、同じ有効出願日を有し、開示部分に重なりがある2以上の出願が存在する場合、米国特許商標庁は、これらの出願が特許的に区別できないクレームを含んでいると推測し、該推測に対する応答が出願人に求められること。
- (3) 同一人に譲渡されたまたは譲渡されることになる出願であって、発明者が共通しており、出願日が同じまたは2ヶ月以内の違いである2以上の出願が存在する場合、出願人は、出願日から4ヶ月以内に米国特許商標庁に対し、それらの出願を特定することが要求されること。
- (4) 米国特許商標庁は、それぞれの出願において、原則として、10クレームについてのみ、最初に審査を行うこと。出願人が10クレーム以上のクレームについて審査を希望する場合は、審査補助書類(examination support document)を提出することが求められること。

上記の詳細については、

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr48.pdf> をご参照ください。

以上